



平成 30 年 6 月 28 日

各 位

会社名：スターティアホールディングス株式会社
代表者名：代表取締役社長 兼 最高経営責任者 本郷 秀之
(コード番号：3393 東証第一部)
問合せ先：取締役 兼 執行役員 管理本部長 植松 崇夫
(TEL. 03-5339-2109)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成30年7月20日（以下「本払込期日」といいます。）
(2) 処 分 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 139,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき692円
(4) 処 分 総 額	96,188,000円
(5) 割 当 予 定 先	当社の執行役員 1名 62,600株 当社子会社の取締役 1名 76,400株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の執行役員及び当社子会社の取締役（以下「付与対象者」といいます。）が中長期的な企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本制度においては、付与対象者は、当社又は当社子会社から支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、当該金銭報酬債権の額並びに発行又は処分を受ける株式数は、当社グループの各年の業績や付与対象者の職責の範囲等を勘案して、当社及び当社子会社の取締役会において決定されます。

本日、当社及び当社子会社（スターティア株式会社）は、各社の取締役会において、付与対象者に対し、本制度に基づき金銭報酬債権を支給することを決議いたしました。当社の執行役員については、当社の第24期～第30期事業年度（平成30年4月1日～平成37年3月31日）分の譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬債権として43,319,200円を支給いたします。また、当社子会社の取締役には、譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬債権として、当社子会社より52,868,800円が支給されます。

当社は、これらの金銭報酬債権を現物出資財産として給付を受け、自己株式139,000株を処分いたします

が、本制度の導入目的である株主の皆様との価値共有を可能な限り長期に渡って実現し、付与対象者の在職期間において当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるため、譲渡制限期間は30年間とするとともに、付与対象者が任期満了、定年、死亡その他の正当な理由により退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の直後の時点をもって譲渡制限を解除することといたしました。

なお、本自己株式処分は、付与対象者が当社との間で割当契約を締結することを条件といたします。

3. 本自己株式処分に係る割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

平成30年7月20日～平成60年7月19日

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）において、付与対象者は、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、付与対象者が、本譲渡制限期間中継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部についての譲渡制限を解除いたします。

(3) 本譲渡制限期間中に、付与対象者が任期満了、定年、死亡その他の正当な理由により退任又は退職した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

当社は、付与対象者が、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも任期満了、定年、死亡その他の正当な理由により退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の直後の時点をもって譲渡制限を解除いたします。

② 譲渡制限の解除株数

①の場合に譲渡制限を解除すべき本割当株式の数は、本割当株式の数に、本払込期日の属する月から当該付与対象者が退任又は退職した日の属する月までの月数を84で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合は1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）といたします。

(4) 当社による無償取得

付与対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、(3)に定める正当な理由による場合を除き、当社は本割当株式の全部を、当該退任又は退職の直後の時点をもって当然に無償で取得するものといたします。

また、本譲渡制限期間が満了した時点又は(3)に基づき譲渡制限が解除された時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

(5) 株式の管理に関する定め

付与対象者は、いちよし証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座を開設し、本譲渡制限期間中、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

(6) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換

契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、当該承認の日において付与対象者が保有する本割当株式の数に、本払込期日の属する月から当該承認の日の属する月までの月数を84で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合は1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除し、譲渡制限が解除されていない本割当株式は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、当社が当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

付与対象者に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第24期～30期事業年度分の譲渡制限付株式の割当てのために支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、平成30年6月27日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である692円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上